別紙3

課　法　9　－　10
令和元年５月 24 日

公益財団法人　全国法人会総連合　御中

国税庁課税部
法 人 課 税 課 長

**学校における働き方改革に関する学校宛て周知等の負担軽減について（連絡）**

平素から、税務行政に対し、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、学校現場における教師の長時間勤務の深刻な事態を背景に、文部科学省においては、関係府省・関係団体宛に学校現場の負担軽減の観点から「≪関係府省・関係団体の皆様へ≫ 学校における働き方改革の推進について」（文部科学大臣メッセージ）が作成されたところです。

これを受け、平成 31 年４月 18 日付事務連絡「学校における働き方改革に関する学校宛て周知等の負担軽減について」（依頼）により、各府省庁に対し協力依頼が行われました。

なお、当該文部科学大臣メッセージ中の「作文・絵画コンクール等について，学校単位での応募や学校による審査や取りまとめを要件としない，また，学校経由での子供への周知を求めないようにしていただくこと，」については、文部科学省担当部局から「文部科学省としては国税庁の各種施策の重要性は理解しており、施策の中止を求めるものではないが、学校側の事務負担等に配慮いただき、できることから協力いただきたい。」との説明があったところです。

つきましては、法人会において実施される租税教育活動及び税に関する絵はがきコンクール等の実施に当たっては、学校側との協力及び連携体制は従前のとおり図りつつ、学校側と打合せ等を行う際には、先方の負担に配慮するなど弾力的な対応を賜りますよう、貴総連合、各都道府県連、各法人会及び各会員の皆様に対し周知いただくとともに、当該事務連絡について、御理解と御協力いただけると幸甚です。

事　務　連　絡
平成 31 年 4 月 18 日

各府省担当課　御中

文部科学省初等中等教育局財務課

学校における働き方改革に関する学校宛て周知等の負担軽減について（依頼）

平素より、学校における教育活動について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

学校現場における教師の長時間勤務の深刻な実態を背景に、先般、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において、学校における働き方改革の推進に係る提言が取りまとめられました。本答申を踏まえ、文部科学省では、学校における働き方改革の取組を強力に推進するため、「学校における働き方改革推進本部（本部長：文部科学大臣）」を設置し、この中で、別添のとおり、関係府省・関係団体の皆様宛に、学校現場の負担軽減の観点から、文部科学大臣メッセージを作成致しました。

今後、貴府省から学校を対象とした各種の周知等が行われる際には、施策上の協力・連携体制は従前のとおり図りつつも、別添の大臣メッセージの内容等も踏まえていただき、学校現場の負担軽減に御理解・御協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、個別案件の具体の取扱い等については、従前のとおり、文部科学省の関係各課とご相談ください。

【別添資料】

文部科学大臣メッセージ

≪関係府省・関係団体の皆様へ≫ 学校における働き方改革の推進について

※なお、本資料は、平成 31 年 3 月 29 日の次官連絡会議において、配布・説明させて頂いたものになります。

【担当連絡先】
文部科学省　初等中等教育局
財務課　校務調整係
電話 03-6734-3704（直通）

別添資料

**«関係府省・関係団体の皆様へ»**

# 学校における働き方改革の推進について

～ 学校現場の負担軽減に御理解・御協力をお願いします ～

○ 本年１月に中央教育審議会において，学校における働き方改革の推進に係る提言が取りまとめられました。これを受けて，文部科学省はこれからも，子供たちの未来のため学校が質の高い教育を提供し続けられるよう，働き方改革の取組を強力に進めてまいります。

○ 今，学校現場では，教師の長時間勤務の深刻な実態があります。これまで学校は，社会の要請を受けて，子供に関わる様々な業務を担ってきましたが，過労死なども社会問題となっており，ここで教師の働き方を変えなければなりません。これは Society 5.0 といった変化の激しい時代を生き抜く力を子供たちに育むためにも重要です。教師がこれまで以上に子供たちの指導に専念できるよう環境整備していく必要があります。

○ こうした中で，例えば，学校は，多様な機関から依頼を受け，子供・家庭向けの周知などを行っています。特に夏休みなど長期休業前は依頼が多く，子供たちの成績処理で忙しい時期にも関わらず，学級ごとに配布物を仕分け，学級担任が一枚ずつ配っています。各機関からのそれぞれの依頼は小さいですが，これが積み重なることで負担が大きくなっています。

○ こうした各機関からの依頼について，今後は，関係機関の皆様にも御理解・御協力いただきながら，例えば，

- 学校への子供・家庭向け周知等の依頼は厳に精選いただき，学校を経由しない方法（公共施設等での配布，インターネットや広報誌への掲載など）を活用いただくこと，
- 学校に依頼せざるを得ない場合も，学校への依頼方法は教育委員会等の判断に，周知方法は各学校の判断にそれぞれ委ねていただくこと，また，配布が必要な場合は，児童生徒分の部数を確保した上で，学級担任が配りやすいよう，例えば，あらかじめ 40 部ずつ仕切りを入れること，
- 作文・絵画コンクール等について，学校単位での応募や学校による審査や取りまとめを要件としない，また，学校経由での子供への周知を求めないようにしていただくこと，
- アンケートへの回答など，学校の関与が不可欠でないものについては，学校が集約することを前提とせず，直接各機関に送付できるようにしていただくこと，

など，御配慮いただきたいと考えています。

○ これからも，子供たちの未来のため学校が質の高い教育を提供し続けられるよう，文部科学省として全力を尽くして取り組んでまいりますので，皆様も学校における働き方改革に御理解・御協力をお願いいたします。

平成 31 年（2019 年）3 月 18 日
文部科学大臣　柴山昌彦